

平成28年度市有施設の屋上を活用した 太陽光発電事業企画提案募集要項

平成28年7月

千葉市環境局

目 次

1	目 的	1
2	概 要	1
3	事業実施に係る条件	1
4	施設の使用許可及び使用料	2
5	スケジュール	3
6	現地見学	3
7	質問及び回答	4
8	企画提案書類の提出	4
9	企画提案書類の提出条件等	5
10	事業者の決定方法等	6
11	その他	7

平成28年度市有施設の屋上を活用した太陽光発電事業 企画提案募集要項

1 目的

市は、再生可能エネルギー等の導入を計画的に推進するため、平成25年3月に再生可能エネルギー導入計画を策定したところである。

この要項は、当該計画に掲げている市有施設を活用した太陽光発電事業（以下「事業」という。）を行う事業者を企画提案方式（プロポーザル方式）により募集・決定することを目的としたものである。

2 概要

(1) 対象とする市有施設及び場所

事業の対象とする市有施設（以下「市有施設」という。）は、別紙「対象施設一覧表」のとおりであり、事業者は、当該市有施設の屋上において事業を行う。

(2) 企画提案書類の提出及び事業実施者の決定

事業の実施を希望する事業者は、原則として別紙「対象施設一覧表」の全ての施設を選択し、企画提案書類を作成の上、市に提出する。市は、提出された企画提案書類を施設ごとに評価点を算定し、その合計点数が最も高い事業者を事業実施予定者として決定する。

(3) 協定の締結及び使用許可

決定を受けた事業者は、事業の実施に関する協定を市と締結する。その後、市有施設の使用に当たり、行政財産使用許可を受ける。

(4) 事業内容

事業者は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき、太陽光発電設備及びその附属設備（以下「発電設備」という。）により発電した電気の全量を電気事業者へ売電するとともに、企画提案書類に記載した企画提案内容を実施する。

また、発電設備の運転は原則として平成29年3月31日までに開始するものとし、運転期間は運転開始日から最長で20年間とする。

3 事業実施に係る条件

(1) 技術的条件

ア 発電設備の設置及び管理に当たっては、市有施設の運営に影響を与えないようにするとともに、その設置工事の施工の場所や方法等について市と十分協議すること。また、設置及び管理の作業工程について、事前に市有施設の管理者と協議を行い、同意を得ること。

イ 発電設備の設置及び管理により、市有施設に損害を与えないようにすること。また、損害を与えた場合は、事業者の責任と負担において速やかに原状回復すること。

ウ 発電設備の設置及び管理により、第三者に損害を与えないようにすること。また、第三者に損害を与えた場合は、事業者がその損害を賠償すること。

エ 市有施設の防水上の性能を低下させるような施工方法（屋上に穴をあけたり、防水層を破損するなど）は用いないこと。ただし、発電設備の設置上やむを得ない事情により、前記のような施工方法を用いる場合には、施工箇所の防水に関して保証が得られるような施工方法とし、保証書の写しを提出すること。

オ 当該建物（棟）屋上全体の防水性能を発電設備の運転期間中保持することとし、雨漏り等の支障が生じた場合は、事業者の責任と負担において支障を取り除くこと。また、原因が分からない場合において、その究明に協力すること。

カ 市から提示する設計図等をもとに、発電設備を設置しようとする市有施設が、発電設備の重量の増加に対して耐久性に問題がないことや、地震力、風圧力その他の外力に対して安全であることを構造計算等により確認するとともに、施工開始前に市に対して施工計画書等の書面により提出し、市の了解を得たうえで施工すること。

キ 発電設備の基礎を設置する場合の設置位置は、雨水等の排水性能の妨げとならないようにすること。

ク 建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等関係法令を遵守すること。

ケ 日影について、建築基準法上問題のないよう、日影図を作成するなどして確認すること。

コ 反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

サ 発電設備の運転終了後、事業を実施していた事業者の責任と負担において発電設備を撤去するものとし、原状回復して市に返還すること。

（2）その他の条件

ア 天災その他やむを得ない事情により事業が実施できなくなった場合の損害については、すべて事業者が負担すること。

イ 事業者は、市と協議の上、自らの責任と負担において電力の系統連系を行い、電気事業者との電力受給契約を結ぶこと。なお、本募集について、電気事業者は関与していない。

ウ 発電設備を設置した市有施設について、市が屋上の工事を実施する際は、発電設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。また、それらに伴う売電収入の減少及び費用負担が発生した場合、これに応じること。

エ 発電設備の設計、材料、設置や撤去のための工事、維持管理、屋上の防水工事、各種手続等の事業に係る一切の費用は、事業者が負担すること。

オ 発電設備の設置及び管理に係る緊急時の対応や雨漏り等への対応について、具体的な方策を提案し、施工時まで市に施工計画書及び図面等の書面により提出し、市の了解を得たうえで実施すること。

カ 発電設備の設置及び管理に伴う損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する等の具体的な対応方策を講ずること。

キ 工事の施工等に際し、市内業者を活用するよう配慮すること。

ク 発電電力量の実績を定期的に市に報告すること。

ケ 事業の進捗状況（事業計画、関係法令申請状況及び施工状況等）について、市が報告を求めた際は速やかに市に報告すること。

コ 発電設備を設置した市有施設に蓄電池を設置する等、災害時の施設内電源としての活用方策等を提案し、実施すること。また、発電設備により得られる電力を災害時等に施設内電源として活用するとともに、売電収入の減少が発生した場合、これに応じること。

サ 児童・生徒等への環境教育の貢献策について提案し、実施すること。

シ 発電設備に賦課される公租公課は、事業者において負担すること。

4 施設の使用許可及び使用料

- (1) 事業者が市有施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。
- (2) 市有施設の使用許可期間は、平成29年3月31日までとする。その後、事業者は、発電設備の運転を終了し、屋上を原状回復するまでの間、最長3年を単位として使用許可の更新を申請することができる。
- (3) 事業者は、市有施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- (4) 市は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該市有施設の使用許可を取り消すことができる。
この場合、当該使用許可を受けていた事業者の責任と負担において市有施設の屋上を速やかに原状回復し、返還すること。
 - ア 事業者が、協定又は使用許可条件に定める事項を履行しないとき
 - イ 公用、公共用又は公益事業の用に供するため事業に供されている場所を必要とするとき
 - ウ 市の施策により発電設備の設置場所を使用させることができなくなったとき
- (5) 市が事業者に使用を許可する面積の算定は、発電設備の水平投影面積とし、間隔をあけて発電設備を設置する場合においてその隙間の面積を含むものとする。
- (6) 使用料は、事業者が提案した額とする。
- (7) 使用料の納付に係る時期・方法等については、市の指示に従うものとする。

5 スケジュール

スケジュールは、下表のとおりとする。ただし、発電事業は年度内に開始すること。また、協定締結後、行政財産使用許可を受けたのち工事を開始することができる。

書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

表 スケジュール（予定）

日程（予定）	内容
平成28年 7月4日（月）	企画提案募集要項の公表
7月4日（月）～7月8日（金） ※7月8日（金）の申込受付は17時までとし、以降の申込は受け付けません。	現地見学の申込受付（様式1）
7月11日（月）～7月15日（金）	現地見学の実施
7月13日（水）～7月20日（水）	企画提案書類の受付（様式2～6）
7月21日（木）～7月25日（月）	書面審査、提案についてのヒアリング
7月26日（火）	事業者の決定、審査結果の通知・公表
7月中	協定の締結

6 現地見学

希望者を対象に、現地見学を実施する。市が指定する日時以外での見学はできない。

なお、現地見学時には、市からの補足説明を行う場合がある。

- (1) 提出書類 現地見学申込書（様式1）
- (2) 受付期間 平成28年7月4日（月）から平成28年7月8日（金）まで
※7月8日（金）の申込受付は17時までとし、以降の申込は受け付けません。
- (3) 提出方法 電子メールによること。
※件名を「平成28年度市有施設の屋上を活用した太陽光発電事業に関する現

地見学申込（企業名）」とすること。電子メールが到達した場合は翌営業日
内に返信をするので、返信がない場合は到達確認の電話をすること。

- (4) 提出先 千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室
電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp
電話 043-245-5199

(5) 現地見学日時決定及び連絡

現地見学日時は、下記(6)の期間内において市が決定し、平成28年7月8日(金)までに、
希望者に対し電子メールで連絡する。

(6) 現地見学日時

平成28年7月11日(月)から平成28年7月15日(金)までのうち、市が指定する日時
※現地見学は、概ね30分程度とする。

7 企画提案書類の提出

- (1) 受付期間 平成28年7月13日(水)から平成28年7月20日(水)まで

- (2) 提出書類 下記ア～サからなる企画提案書類

- ア 企画提案書(様式2)
- イ (該当者のみ)複数事業者による提案の事業者構成(様式2の2)
- ウ 事業実施計画(様式3)及び添付書類
 - (ア) 事業実施スケジュール(様式自由)
 - (イ) 事業実施体制図(様式自由)
 - (ウ) 基礎・設備配置計画図(平面図・立面図)(様式自由)
 - (エ) 設置施工方法(様式自由)
 - (オ) 環境影響調査書(様式自由)
- エ 設計・施工費用、資金調達計画(様式4)
- オ その他の企画提案事項等(様式5)
- カ 誓約書(様式6)
- キ 法人登記事項証明書(原本)(履歴事項全部証明書:3か月以内のもの)
- ク 貸借対照表(直近3期)
- ケ 損益計算書(直近3期)
- コ 納税証明書(原本)(直近事業年度)
 - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)
 - (イ) 法人都道府県民税の納税証明書
 - (ウ) 法人市町村民税の納税証明書
- サ 事業報告書(直近事業年度)

※複数の市有施設で提案する場合、ウ～オの書類は、すべての市有施設について作成・提出すること。

※複数事業者で提案する場合、カ～サの書類は、すべての事業者が作成・提出すること。

(3) 提出部数

- ア 上記(2)の書類 正本1部、副本15部(写し可)
※原則としてA4判にして1部ごとにファイルにとじ、提出すること。
- イ 上記(2)のデータを保存した電子媒体(CD-R) 1部

(4) 提出方法

持参により提出（郵送、電子メール、ファクシミリ等、持参以外の方法で提出された書類については、受付は行わない。）

(5) 提出先

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎4階
千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室
電話 043-245-5199

8 企画提案書類の提出条件等

(1) 応募資格要件

応募者は、次の資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

ア 建物の屋上を活用した太陽光発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有し、かつ、日本国内に本店を有する法人であること。

イ 以下の(ア)から(ソ)までのいずれにも該当しないこと。また、複数の事業者で提案する場合にあっては、それらの事業者すべてが以下の(ア)から(ソ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

(ウ) 企画提案書類の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされている者

(カ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(キ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

(ク) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

(ケ) 法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

(コ) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書類の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に受けている者

(サ) 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(シ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ス) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(セ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ソ)役員等が、暴力団、暴力団員又は(サ)から(セ)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する事業者は、失格とする。

- ア 企画提案書類に虚偽の記載をした者
- イ 上記(1)の応募資格要件に適合していない者

(3) 企画提案書類の取扱い

ア 著作権

事業に関する企画提案書類の著作権は、応募者に帰属する。また、提出された書類は、事業の選定に係る公表以外に市は応募者に無断で使用しない。なお、提出された書類は、返却しない。

イ 企画提案書類の変更禁止

企画提案書類の提出後の変更、差替え又は再提出は認めない。

(4) 市有施設の選択

提案は原則として、別紙「対象施設一覧表」の全ての市有施設を選択して行うこととする。一部の施設を選択した提案も認められるが、企画提案の評価点算定の際に加点の対象とはならないため留意すること。

(5) 複数事業者による提案

複数の事業者で提案する場合は、すべての事業者が上記(1)の応募資格要件を満たしていること。また、あらかじめ代表事業者を定め、代表事業者が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこととする。なお、その場合は、原則として施設の管理運営等の主体を代表事業者に一元化するとともに、代表事業者が電力会社との電力受給契約を結ぶこと。

10 事業者の決定方法等

(1) 評価・決定方法

市が書類審査を行った後、書類審査通過者によるヒアリングを通じて企画提案の評価及び事業実施予定者の決定を行う。ヒアリングの日時・場所等については、別途通知する。

また、ヒアリングに際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるので、その際は書面により回答すること。

なお、提出された企画提案書類は施設ごとに評価点を算定し、その合計点数が最も高い事業者を事業実施予定者として決定する。

(2) 評価基準

企画提案を評価する基準は、概ね次表のとおりである。

評価項目	評価内容	評価点
事業の遂行	①経営が安定しており、本事業と同等の施工実績があり、運営能力があると認められるか	5 点
	②施工方法（構造上の安全性の確認方法を含む。）、維持管理方法、安全対策等は適切か	10 点
	③工事の施工及び工事部分の保証内容は十分か	10 点
	④事業期間、関係法令等の手続など、事業実施のスケジュールは妥当か	5 点
	⑤設置及び管理に係る緊急時の対応や雨漏り等への対応は妥当か	5 点
	⑥設置及び管理に伴う損害発生への対応（損害保険への加入等）は十分か	5 点
使用料	①使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮して、適正に算出されているか	20 点 (※)
行政施策への貢献	①災害時の施設内電源としての活用方策等は妥当か	20 点
	②児童・生徒等への環境教育に資する具体的な方策はあるか	5 点
その他	①応募者が市内に本店・営業所等を置く事業者であるか	5 点
	②工事の施工等に際し、市内業者を活用することに十分配慮しているか	5 点
	③全ての市有施設を選択しているか	5 点

※使用料の評価点算定式

$$\text{評価点} = 20 \times (\text{「提案した面積単価」} \times \text{提案した面積})$$

$$\div (\text{「全提案中最高の面積単価」} \times \text{その提案した面積})$$

(小数第一位を切捨て)

ただし、「全提案中最高の面積単価」が 0.0 円の場合は、使用料の評価点を0点とする。

(3) 事業実施予定者の決定の通知方法

市は、すべての応募者に対し書面により結果を通知するものとする。

なお、事業実施予定者が辞退又は決定を取り消された場合は、次順位の応募者に決定することとし、以降も同様とする。ただし、上記評価点の合計が60点を下回った応募者は、決定の対象とならない。

(4) 協定の締結

事業実施予定者は、決定を受けた後速やかに、本募集要項及び企画提案内容に基づく事項並びに事業の実施に関するリスク分担等を定めた協定を市と締結するものとする。

11 その他

(1) 市からの提示書類、資料の取扱い

事業者は、市が提示する書類及び資料を応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(2) 事業において使用する言語等

事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(3) 企画提案に係る費用負担

企画提案に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

【担当窓口】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5199 FAX 043-245-5553

E-mail kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp